

# 広域連合だより

発行 後志広域連合総務課  
〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目  
TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466  
ホームページ <http://www.shiribeshi-kouiki.jp/>

第14号 平成27年7月

## 第2回後志広域連合議会臨時会を開催

第2回後志広域連合議会臨時会が、6月1日（月）倶知安町のホテル第一会館で開催され、後志広域連合国民健康保険条例の一部改正、後志広域連合介護保険条例の一部改正、一般会計及び介護保険事業特別会計予算の補正予算等について審議・可決するとともに、次のことについて選出・同意しました。（以下、敬称を省略します。）

### ◇ 後志広域連合議会の正副議長の選挙

議長と副議長の選挙が行われ、次のとおり決まりました。

- 議長 逢見 輝績（古平町議会選出）
- 副議長 小田 恒夫（共和町議会選出）

### ◇ 後志広域連合監査委員の選任について

監査委員の任期満了及び後志広域連合議会議員の改選に伴い、次の委員の選任について同意されました。

- |                          |                 |
|--------------------------|-----------------|
| ○監査委員                    | ○議会選出監査委員       |
| 菅 清次（倶知安町）               | 三島 喜吉（倶知安町議会選出） |
| 任期：平成27年6月1日から平成31年5月31日 |                 |

### ◇ 後志広域連合選挙管理委員の選任について

選挙管理委員及び補充員の任期満了に伴い、次の方々が選任されました。

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| ○選挙管理委員     | ○選挙管理委員補充員       |
| 渡辺 健治（留寿都村） | 第1順位 秋島 槇子（共和町）  |
| 磯野 久治（積丹町）  | 第2順位 的場 無縫（積丹町）  |
| 中村 重安（共和町）  | 第3順位 大西 繁憲（留寿都村） |
| 山口 宏悦（蘭越町）  | 第4順位 干場 良広（蘭越町）  |

任期：平成27年6月1日から平成31年5月31日

## 後志広域連合議会議員の紹介をします。

統一地方選挙による各町村議会議員選挙に伴い、後志広域連合議会議員の改選がありました。改選に伴い、新しく8名の方が各町村議会で後志広域連合議会議員として選出されました。

新しい議員を含めた後志広域連合議会議員の名前と選出町村は、次のページのとおりです。

## 後志広域連合 議会議員

議長： 逢見 輝績（古平町）

副議長： 小田 恒夫（共和町）

議員： 岩井 英明（赤井川村）

松井 幸雄（留寿都村）

横関 一雄（仁木町）

菊地 光男（喜茂別町）

三島 喜吉（倶知安町）

向井 忠幸（真狩村）

結城 智（泊村）

※ 下線を引いている方は、新しく選出された議員です。

※ 敬称を省略します。

佐藤 盛男（積丹町）

高橋 守（二セコ町）

渡邊 昭（京極町）

長尾 文裕（島牧村）

伊藤 公尚（神恵内村）

富樫 順悦（蘭越町）

戸澤 和幸（黒松内町）

## 特定健康診査を受診しましょう！ =国民健康保険課からのお知らせ=

### ★生活習慣病対策の必要性★

糖分や塩分の過剰摂取などバランスを欠いた食生活や、運動不足、喫煙などの不健康な生活習慣は、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病を招きます。

重症化すると脳卒中や心疾患などを発症するリスクが高まり、日本人の4人に1人はこれらの病気で亡くなっています。

生活習慣病は自覚症状のないまま進行し、体調の悪化に気付いてから病院を受診したときには、すでに重症化している場合が多いため、定期的な健康チェックが必要とされます。

生活習慣病の予防や予備群を早期発見し、いつまでも健康な生活を送るために特定健康診査を受診しましょう。

### ★特定健康診査・特定保健指導★

後志広域連合では、生活習慣病予防のための特定健康診査（メタボ健診）と特定保健指導を実施しています。

#### ○特定健康診査の対象者

平成27年度中に40歳から75歳の年齢に到達する国民健康保険に加入している方。なお、受診日までに75歳に達している方、長期入院や施設入所の方は対象となりません。

#### ○特定保健指導の実施

特定健康診査の結果から、健康状態に合わせた食事指導や運動指導などの特定保健指導を実施します。

詳しくは、お住まいの町村の国民健康保険担当窓口にお問い合わせください。



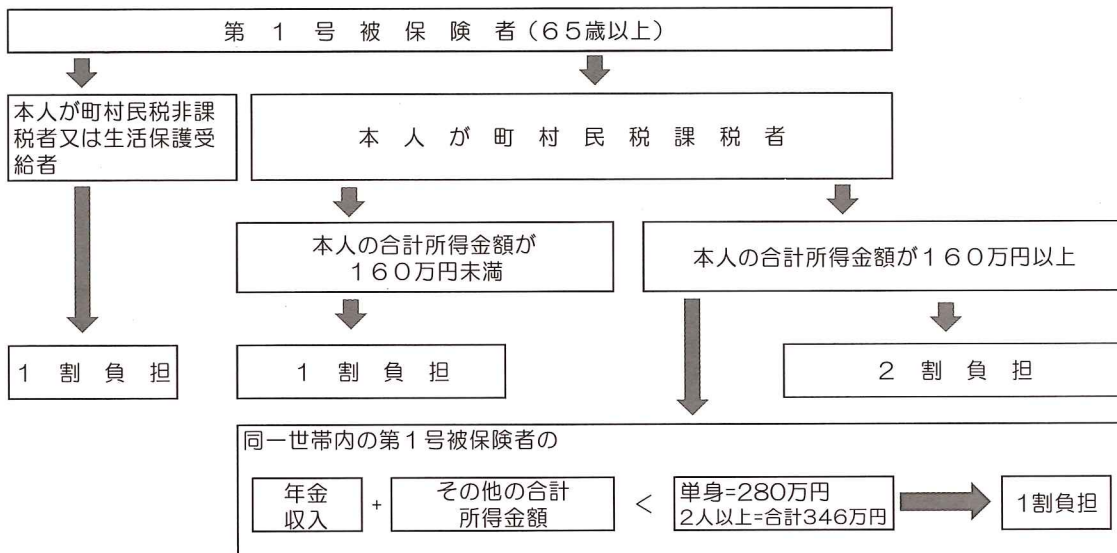


# 介護保険制度が8月から変わります。 =介護保険課からのお知らせ=

## ① サービス利用料の自己負担割合が2割になります。

合計所得金額が160万円以上の第1号被保険者（年金収入のみの場合で単身280万円以上、同一世帯内の第1号被保険者が2名以上の場合は346万円以上を目安）は、自己負担割合が1割負担から2割負担になります。介護保険サービスをご利用の際は、負担割合証の提示をお願いいたします。

なお、8月からの負担割合の判断基準は、次のとおり判定いたします。



## ② 高額介護サービス費の自己負担限度額が一部変わります。

現役並み所得相当の方は、高額介護サービス費の月額限度額が、37,200円から44,400円に上がります。

8月からは下記のとおり、新たに「一般」のみの所得区分から「一般」と「現役並み所得相当」に分かれ、「現役並み所得相当」の対象になる人は、自己負担限度額が上がります。

「現役並み所得相当」に該当する対象者の基準につきましては、同一世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる方です。ただし、課税所得が145万円以上の場合でも、同一世帯内の第1号被保険者の収入が、1人のみ場合は383万円、2人以上の場合は合計520万円に満たない場合には「一般」の所得区分になります。

なお、「介護保険基準収入額適用申請書」を提出されない対象者につきましては、「現役並み所得相当」とみなされ、自己負担限度額44,400円となりますので、お手元に本申請書が届いた方は、お住まいの町村役場に提出願います。

改正前

対象者	自己負担限度額 (月額)
一般 (課税世帯及び課税者)	37,200円 (世帯及び個人)

改正後

対象者	自己負担限度額 (月額)
現役並み所得相当	44,400円 (世帯及び個人)
一般 (課税世帯及び課税者)	37,200円 (世帯及び個人)

③ 補足給付の要件が追加されます。

低所得者の施設利用者の食費・居住費を補填する補足給付の要件に、次の2点が追加され、前年度の世帯の課税状況などが補足給付に該当しても、対象外となります。

- ① 預貯金等が単身で1,000万円を超え、夫婦で2,000万円を超える場合は、対象外となります。
- ② 世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている場合は、対象外となります。

これまでは、介護保険施設に入所する際の食費・居住費（滞在費）の補足給付は、前年度の世帯の課税状況や被保険者ごとの課税状況や収入等で判定されておりましたが、8月からは預貯金等も判定に追加されます。また、世帯分離した配偶者（内縁関係も含む。）の課税状況も判定の対象となります。（下記の基準で判定いたします。）

申請書に添付していただくものとして、預貯金等の通帳の写し（申請日の直近2か月以内の写しなど）、同意書（預貯金等に疑義がある場合、金融機関へ照会するための同意書）を提出していただきます。

補足給付の見直し

預貯金等	一定額超の預貯金等(単身では1,000万円超、夫婦世帯では2,000万円超)がある場合には、対象外となります。	➔	本人の申告で判定します。金融機関への照会、不正受給に対するペナルティ（加算金）を設けます。
配偶者の所得	施設入所の際に世帯分離を行う方が多いですが、配偶者の課税状況は、世帯分離後も勘案することとし、配偶者が課税されている場合は、対象外となります。		

④ 介護老人福祉施設の多床室の利用者負担が上がります。

多床室における居住費負担の基準費用額が、室料相当分の利用者負担として、370円から840円に上がります。

**忘れずに介護保険料を納めましょう！ =介護保険課からのお知らせ=**

◇ 普通徴収の方

7月上旬に介護保険料納付通知書を発送いたしますので、各納期限までに金融機関等の窓口で納めてください。

また、納付には口座振替が便利です。金融機関窓口へ預金通帳・通帳届印・納付通知書を持参し手続きできます。

◇ 特別徴収の方

年金支給月に年金から差し引かれます。（特別な手続き等は必要ありません。）

7月下旬に介護保険料特別徴収通知書を発送いたしますので、金額や内容等をご確認ください。

※普通徴収の納入期限日

期別	納入期限日	
第1期	平成27年	7月27日
第2期	平成27年	8月25日
第3期	平成27年	9月25日
第4期	平成27年	10月26日
第5期	平成27年	11月25日
第6期	平成27年	12月25日
第7期	平成28年	1月25日
第8期	平成28年	2月25日

詳しくは、後志広域連合介護保険課（Tel0136-55-8013）までお問い合わせください。

皆さまの介護保険料が介護保険制度を支えています。期日までの保険料の納付について、ご理解ご協力をお願いいたします。